

地 築

都市景観形成地区

景観形成基準



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォークابل・景観推進課

住 所: 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話: 052-972-2732〔ダイヤルイン〕
ファックス: 052-972-4485
電子メール: a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



名古屋市

はじめに

本市では、平成2年1月に「築地都市景観整備地区」を指定しました。都市景観整備地区では、公共施設の景観整備を実施するとともに、建築物や広告物などをつくる場合の守るべきルールとして都市景観形成基準を策定し、行為の届出に対して、この基準に基づく助言・指導を行ってきました。

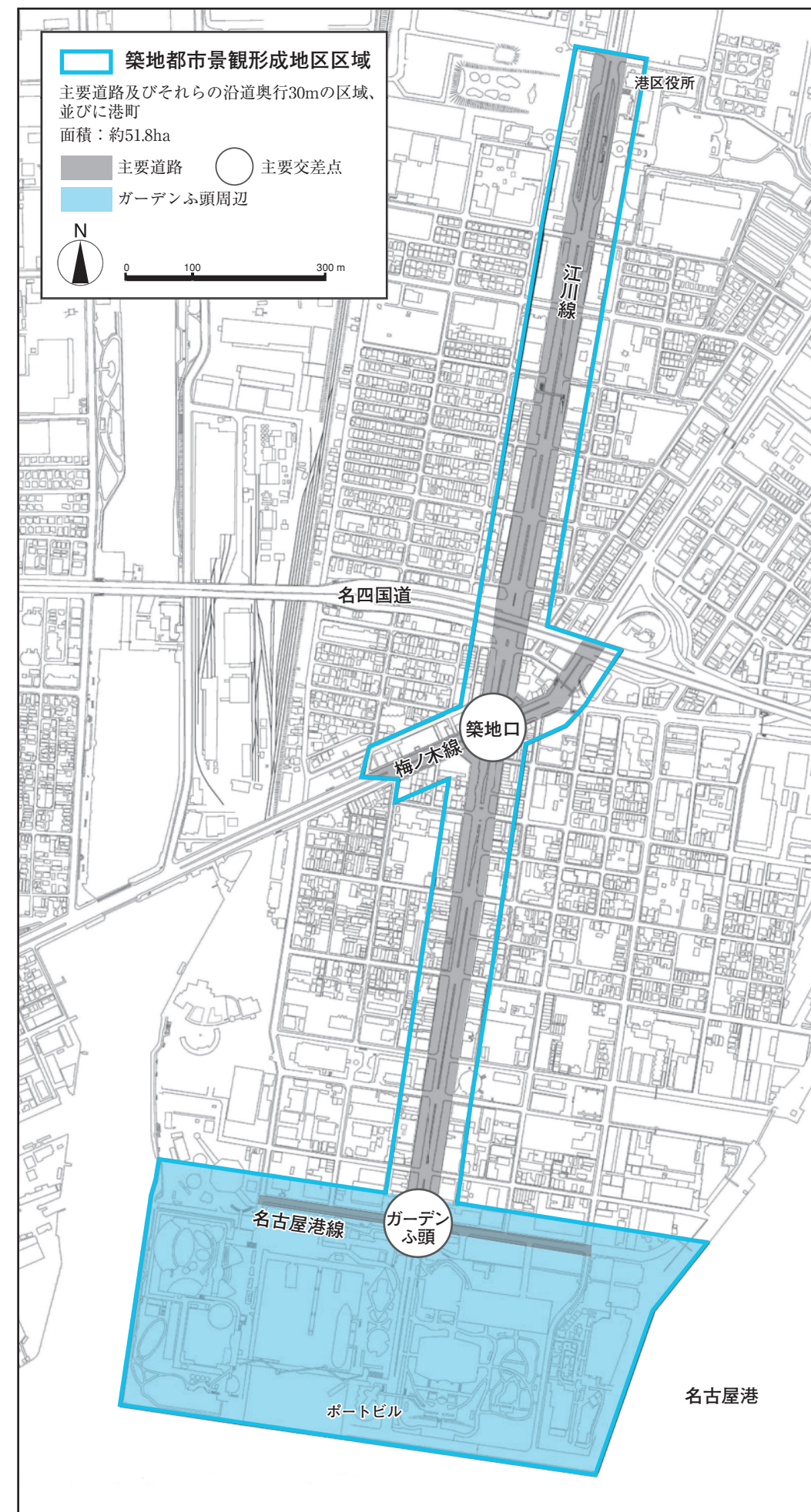
しかし、都市景観形成基準の策定後、十数年が経過し、運用面で実態に合わなくなってきたり、想定していなかった、さまざまな演出による広告物がみられるようになるなど、当時定めた基準では対応しきれないという状況の変化が現れてきました。

こうした中、平成16年6月に景観法が制定されたことから、より効果的な届出制度とするため、これまでの都市景観形成基準の見直しを行い、「築地都市景観整備地区」を「築地都市景観形成地区」と位置付け、平成22年4月より、新たな基準の下に良好な景観の形成を誘導します。

基本方針

名古屋の海の玄関にふさわしい街並みとし、活気とにぎわいにあふれた港まちらしい個性豊かな都市空間とします。

- 築地都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物を計画する場合には、景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。
- このパンフレットは、築地地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。



建築物

基本事項

1

建築物は、海の玄関にふさわしい、港まちならしい個性豊かなデザインとする。

築地地区は、港まちならしい個性豊かな街並みをめざしています。個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みと高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。
さらに通りから見える側面についても配慮してください。

2

建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。

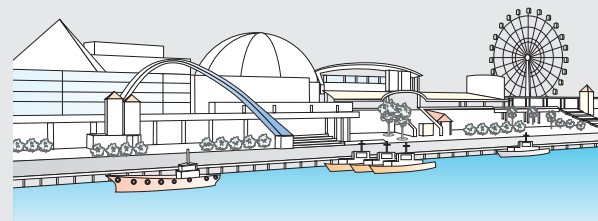
3

江川線から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。

4

ガーデンふ頭周辺の建築物は、活気にとぎわいにあふれた親水空間にふさわしいデザインとする。

ガーデンふ頭周辺の建築物は、海や港をイメージさせるデザインを取り入れてください。

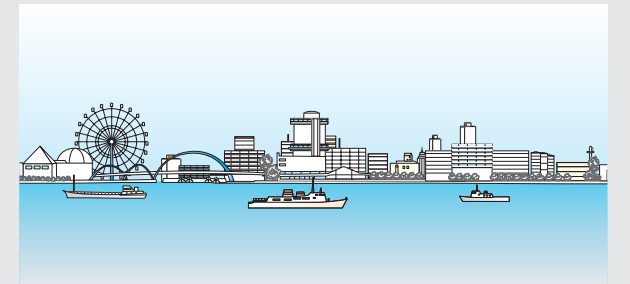


規模

5

ガーデンふ頭周辺の建築物は、海からの眺望に配慮した量感のある建築物とする。

ガーデンふ頭周辺の建築物は、この地区が名古屋の海の玄関口だとわかるよう、海からの眺望に配慮した量感ある建築物としてください。



6

建築物の規模は、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。

ただし、建築物の共同化が困難な場合は、隣地の建築物とデザインを合わせるなど、景観上の配慮を行う。

共同化などが出来ない場合は、隣地の建築物と、高さや階高、外装のデザイン、材質等で共通点を持たせ、外観上の一体感を作り出すよう努めてください。

三角デザイン

7

主要道路（江川線、梅ノ木線及び名古屋港線）に面する建築物やガーデンふ頭周辺の建築物の外観には、港をイメージさせる三角形のデザインを取り入れることとする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

街並みにリズムをつけ、港まちの楽しさを演出するため、主要道路に面する部分にヨットや帆船の帆、海の波をイメージさせる三角デザインを取り入れてください。

三角デザインを取り入れることが困難な場合は、より一層港まちならしいデザインとしてください。



色 彩

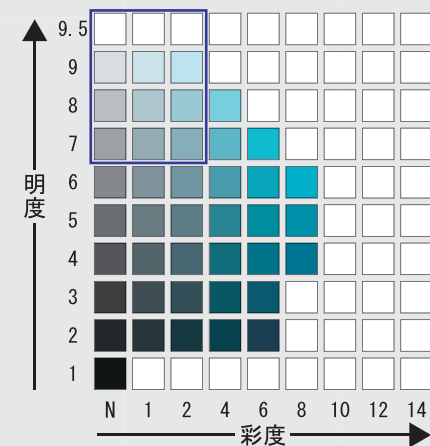
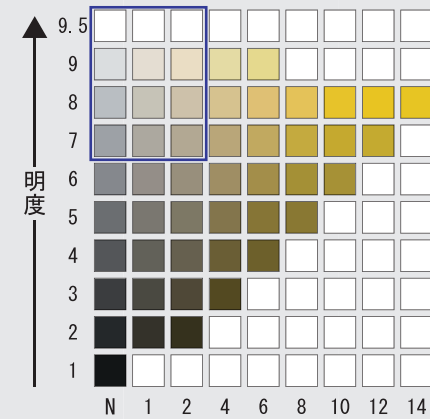
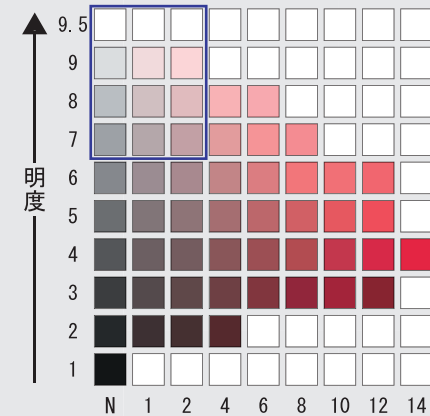
8

外壁の主要な部分の色彩（基調色）は、高明度色かつ低彩度色を基本とし、白色系の街並みの形成に努める。

ただし、1階部分の色彩は自由とする。

高明度色とは明度7以上、低彩度色とは彩度2以下を目途とします。

※印刷のため、実際の色彩とは異なります。



建築物の外壁に使用できる色の範囲の例

9

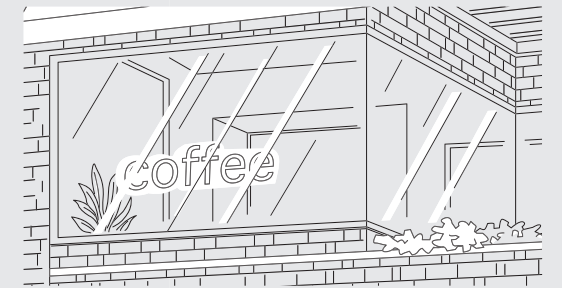
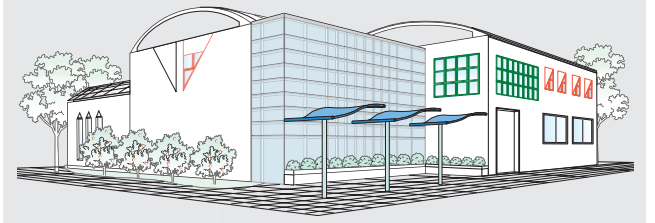
窓、扉、日よけ・雨よけテントなどの色彩は、街並みにアクセントをつけるものとするよう努める。

ガラス面内側からの表示

10

建築物のガラス面の内側から外に向けて表示される文字や図柄などは、街並みとの調和に配慮する。

白色系の建築物が続く街並みは、単調になる可能性があります。窓や扉などの色彩を工夫することにより、街並みにアクセントをつけてください。



街並みとの調和に配慮された例

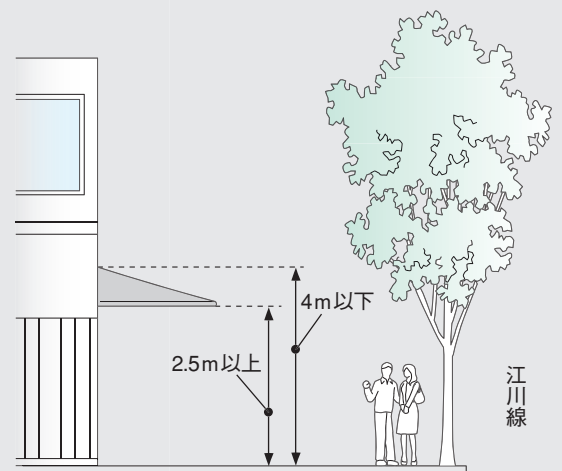
日よけ・雨よけテント

11

テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

12

江川線に面する1階部分の日よけ・雨よけテントは、地上からの高さが2.5mから4mまでの範囲内に、周辺との調和に配慮した位置で設置する。



建築物

シャッター

13 江川線に面するシャッターは、シースルー化を図る。

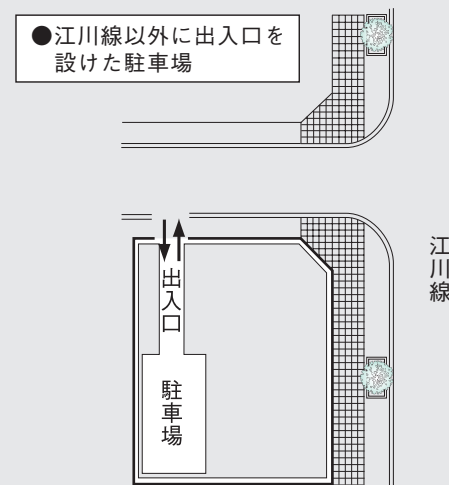
ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。



駐車場

14 駐車場の出入口は、原則として江川線に面して設置しない。

ただし、江川線以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。



15 駐車場は、江川線から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

16 立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。

建築設備など

17 電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路から目立たないように工夫する。

屋上などに建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行うなど、目立たない工夫をしてください。
ごみ収集設備などは、できるだけ建築物内部に設置してください。建築物外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインを工夫したり、目隠しなどで歩行者の目に触れにくいようにしたりするなど、景観上の配慮を行ってください。

夜景の演出

18 ガーデンふ頭周辺及び江川線に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

建築物などの照明は、けばけばしく明るいものは避け、魅力的な夜景の演出を行い、地区のイメージを高めるよう努めてください。

角地の演出

19 主要交差点の角地においては、街の目印となるようなシンボル化に努める。

主要交差点の角地は、街を特徴づけ、街の座標となり目立つ場所です。人々に親しまれるような街のシンボルとなり、待ち合わせのできる街角としていくよう努めてください。

工作物

基本事項

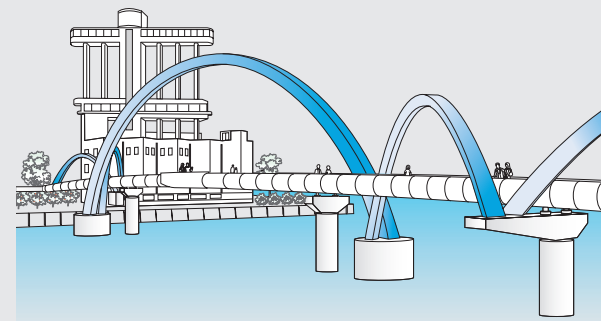
20 工作物は、海の玄関にふさわしい、港まちならしい個性豊かなデザインとする。

築地地区は、港まちならしい個性豊かな街並みをめざしています。個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みおよび建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

21 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、周辺の緑や街並みと調和したものとする。

22 ガーデンふ頭周辺の工作物は、活気とにぎわいにあふれた親水空間にふさわしいデザインとする。

ガーデンふ頭周辺の工作物は、海や港をイメージさせるデザインを取り入れてください。



日よけ・雨よけテント

23 テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

24 日よけ・雨よけテントの突出幅は、江川線の道路境界線から1m以下とする。

25 江川線に面する1階部分の日よけ・雨よけテントは、地上からの高さが2.5mから4mまでの範囲内に、周辺との調和に配慮した位置で設置する。

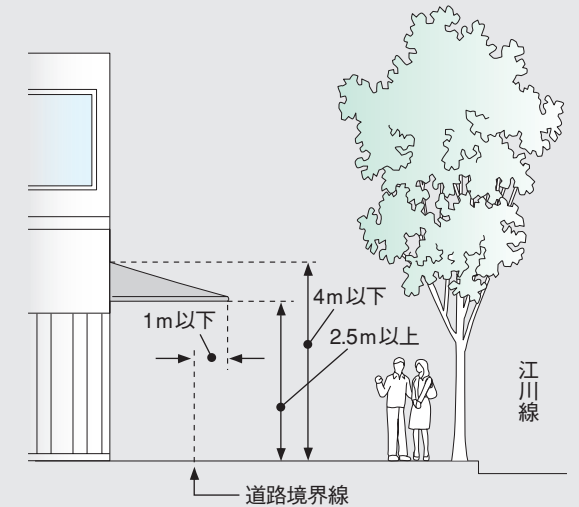
駐車場

26 駐車場の出入口は、原則として江川線に面して設置しない。

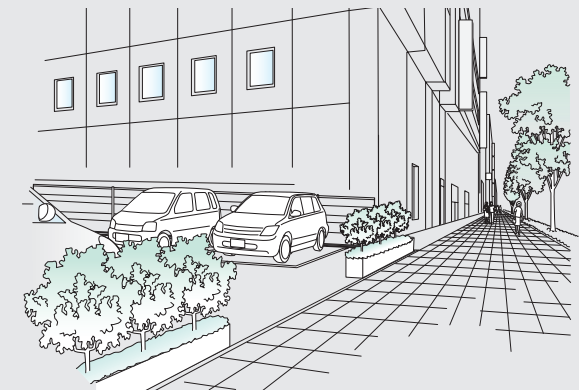
ただし、江川線以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

27 江川線に面する駐車場は、外周の緑化、フェンスのデザインの工夫など、街並みとの調和に配慮する。

日よけ、雨よけの目的で設けられるテントは、簡易な巻き上げ、軒出しなどの小規模なものとしてください。



外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないように努めてください。



工事用の囲い

28

江川線に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。

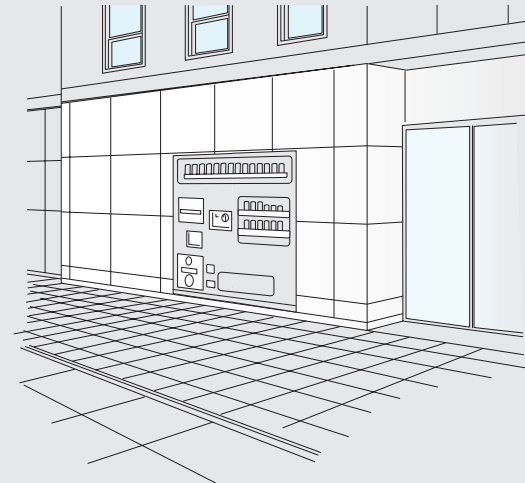
工事用の囲いは殺風景なものとならないよう、修景に努めてください。

自動販売機

29

江川線に面して自動販売機を設置する場合は、建築物と一体的な修景を行うなど、景観上の配慮を行う。

景観上の配慮がされているものとは、自動販売機が建築物の中に組み込まれていたり、建築物と同じ色の塗装が行われ、一体感を出し、街並みと調和した状態となっているものをいいます。



その他

30

道路及び公園並びにガーデンふ頭に設ける工作物は、周辺の景観に調和したデザインとする。

広告物

34

白抜き例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

31

広告物は、築地地区のイメージを高めるよう優れたデザインとする。

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。魅力ある都市空間とするため、個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、街並みや建築物等に調和したものとするよう努めてください。

32

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとし、秩序ある掲出を行う。

広告物

色彩など

33 高彩度色及び蛍光色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

34 表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が10m²を超える場合は、以下のとおりとする。

- ・彩度14を超える色は使用しない。
- ・彩度12を超える色は、表示面積の1/3以上又は地色には使用しない。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

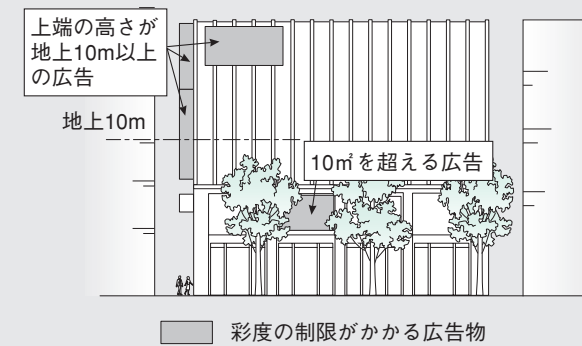


35 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

36 文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

高彩度色とは、彩度12を超える色を目途とします。
高彩度色や蛍光色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。

地色とは、文字や図柄以外の部分で、主に背景となる色をいいます。



補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストの一番強い色の組合せをいいます。
コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮してください。

照明など

37 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

38 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示装置

39 電光表示装置を使用する広告物は設置しない。

ただし、表示に動きがないなど、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

屋上広告

40 屋上広告は設置しない。

ただし、街並みと調和するようデザインに配慮されていると市長が特に認めたもの、又は1つの表示面の表示面積が5m²以下で、下端の高さが5m以下のものについては、この限りではない。

電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示装置および映像（レーザー光線による場合を含む）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。

屋上広告が設置されると、建築物の外観に三角デザインを取り入れ、リズム感と楽しさを演出している街並みが壊れてしまいます。別の方法での掲出を検討してください。

広告物

壁面広告

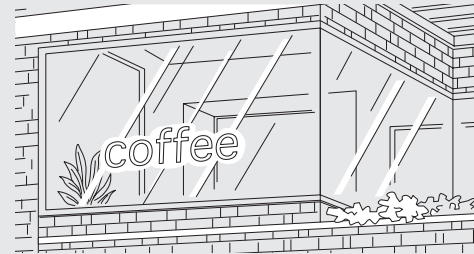
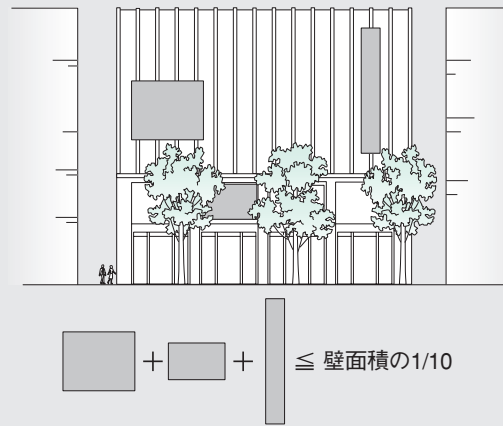
41

壁面広告の表示面積は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

ただし、一壁面の面積が100m²未満の建築物については、表示面積の合計を10m²以下とする。

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。

壁面積とは壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含めることとします。



街並みとの調和に配慮された例

42

窓面を利用した広告物は街並みとの調和に配慮する。

突出広告（江川線に面するものに限る）

43

高さ2.5mを超える地上広告がある場合は、設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。

地上広告が設置されている場合に突出広告の設置を制限することにより、広告物の氾濫をふせぎ、街並みの連続性の確保を目指します。

44

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

45

1つの表示面の表示面積は、4m²以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

46

下端の高さは、4m以上とする。

ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

47

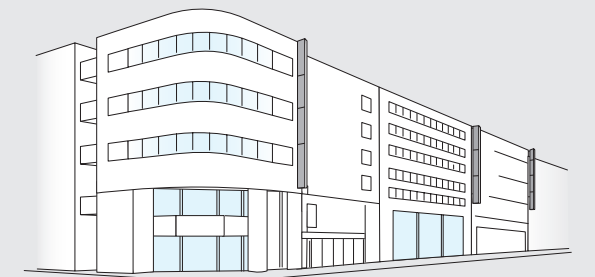
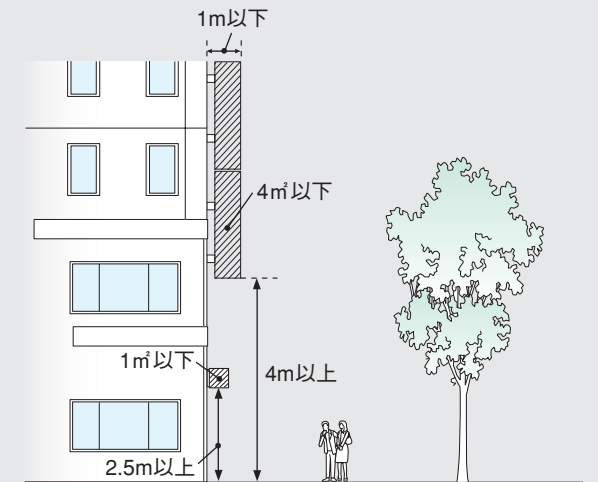
一壁面には、一列にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

48

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

突出幅とは、取り付けの壁面からの出幅をいいます。
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



一列に設置された広告は、地色を統一するなどすっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。

広告物

地上広告

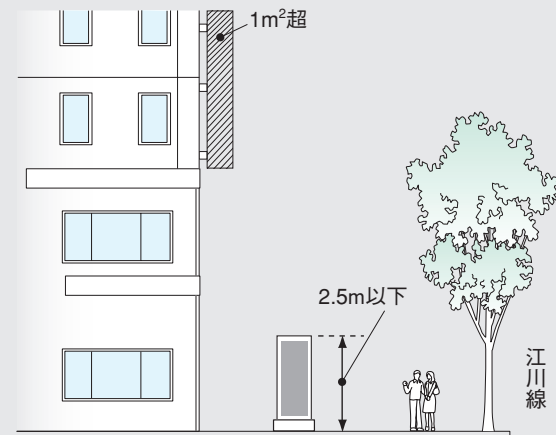
49

地上からの高さは、江川線に面し、1つの表示面の表示面積が 1m^2 を超える突出広告のある場合は 2.5m 以下、それ以外の場合は、 8m 以下とする。

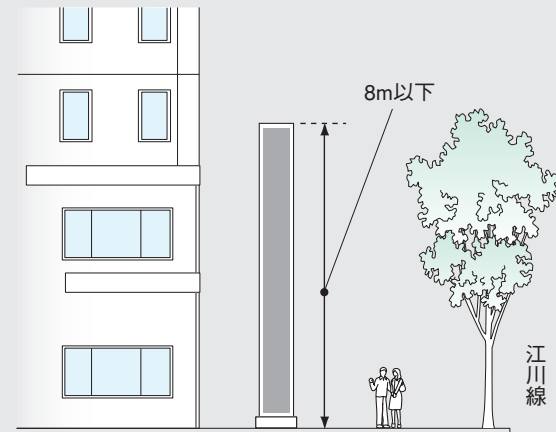
ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

地上広告物とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。

突出広告が設置されている場合に地上広告の高さを制限することにより、広告物の氾濫をふせぎ、街並みの連続性の確保を目指します。



1つの表示面の表示面積が 1m^2 を超える突出広告のある場合



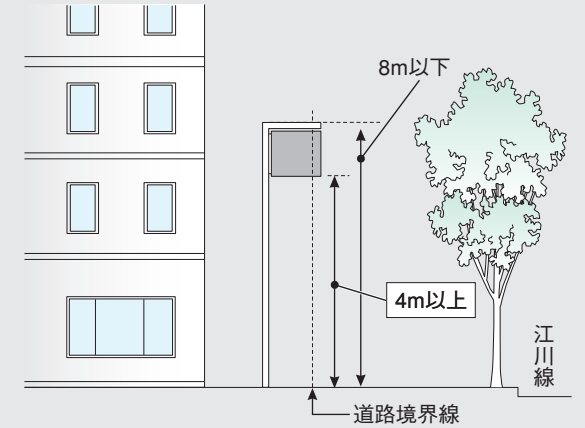
突出広告のない場合又は1つの表示面の表示面積が 1m^2 以下で下端の高さが 2.5m 以上の突出広告のある場合

50

江川線上空に突き出すものは、下端の高さを 4m 以上とする。

ただし、1つの表示面の表示面積が 1m^2 以下で、下端の高さが 2.5m 以上のものについては、この限りでない。

一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がり確保します。



置き看板・広告旗など

51

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

道路上に置き看板やのぼり旗などを置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。



都市景観形成地区内における行為の届出について

届出対象となる行為

- ・都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第百二条）
 - 届出をしない場合
 - 虚偽の届出をした場合
 - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間を短縮した場合を除く）
- ・屋外広告物の設置等を行う場合には、屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要になります。この場合、都市景観形成地区内では、景観形成基準の中で規格となっているものに適合しない場合、許可されません。
※次のような場合は50万円以下の罰金に処されます。（屋外広告物条例第36条）
 - 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
 - 禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

自家用広告物の届出

- ・都市景観形成地区内において表示面積の合計が5m²を超え10m²以下で、表示又は設置の期間が30日を超える自家用広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。

大規模建築物等の届出

- ・都市景観形成地区内で、大規模建築物等の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

既存のものへの基準の適用

- ・平成22年4月1日に既に存する建築物、工作物および広告物については、基準を適用しません。
ただし、広告物について、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。

届出対象とならない行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為
 - ・地下に設ける建築物、工作物の建築等
 - ・仮設の工作物の建設等
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・消火設備
 - ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ・景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為
 - ・景観計画に整備に関する事項が記載された景観重要公共施設の整備として行う行為
 - ・景観重要公共施設について、道路占用許可等を受けて行う行為
 - ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
-
- ・都市景観形成地区内の道路から望見できない部分のみの増築、改築、又は外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が従前の延べ面積の2分の1を超えないもの
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築を行う工作物
 - ・都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - ・修繕等を行う外壁の面積が10m²以下である建築物又は工作物 など

都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



建築物

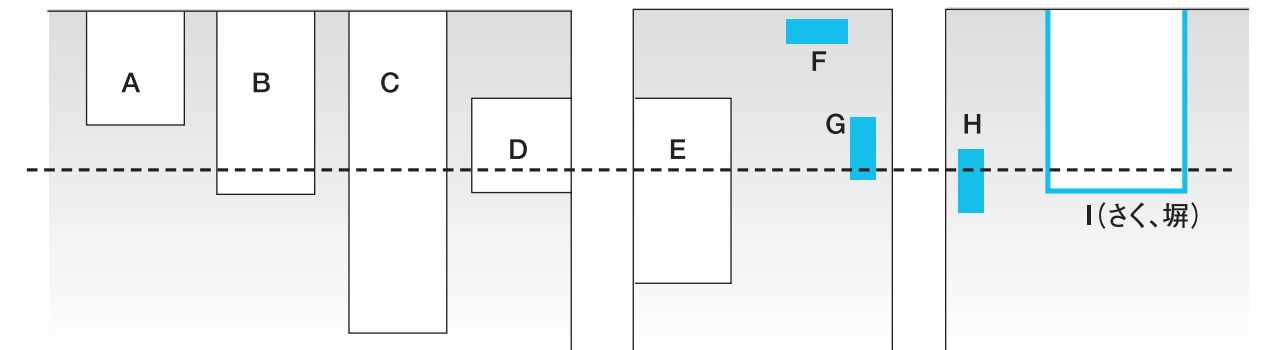
- ・敷地が主要道路に面しているもの
- ・敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 … 基準を適用します。
Eの場合 …… 基準を適用しません。

工作物

- ・主要道路に面しているもの
- ・地区内に設置するもの

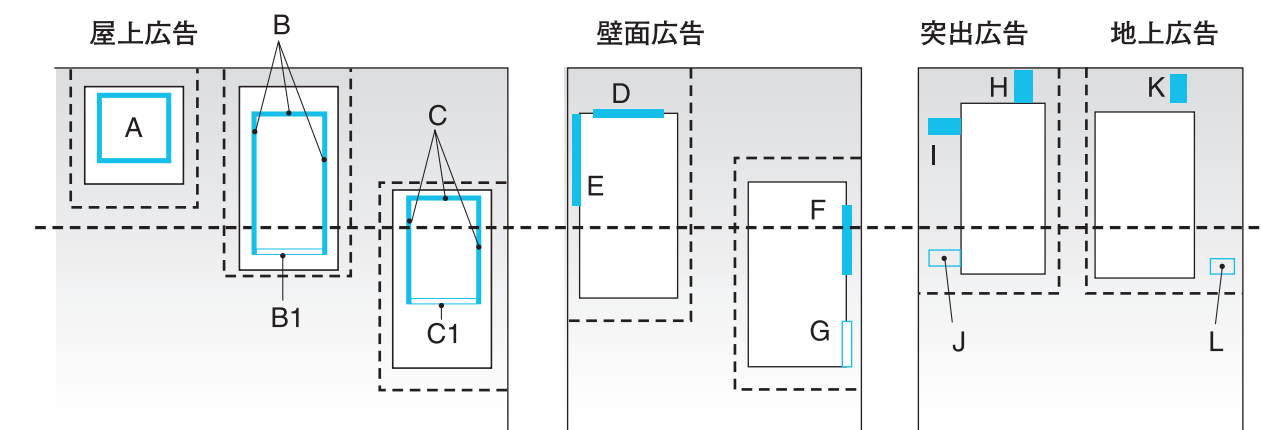
F、G、H、Iの場合 …… 基準を適用します。



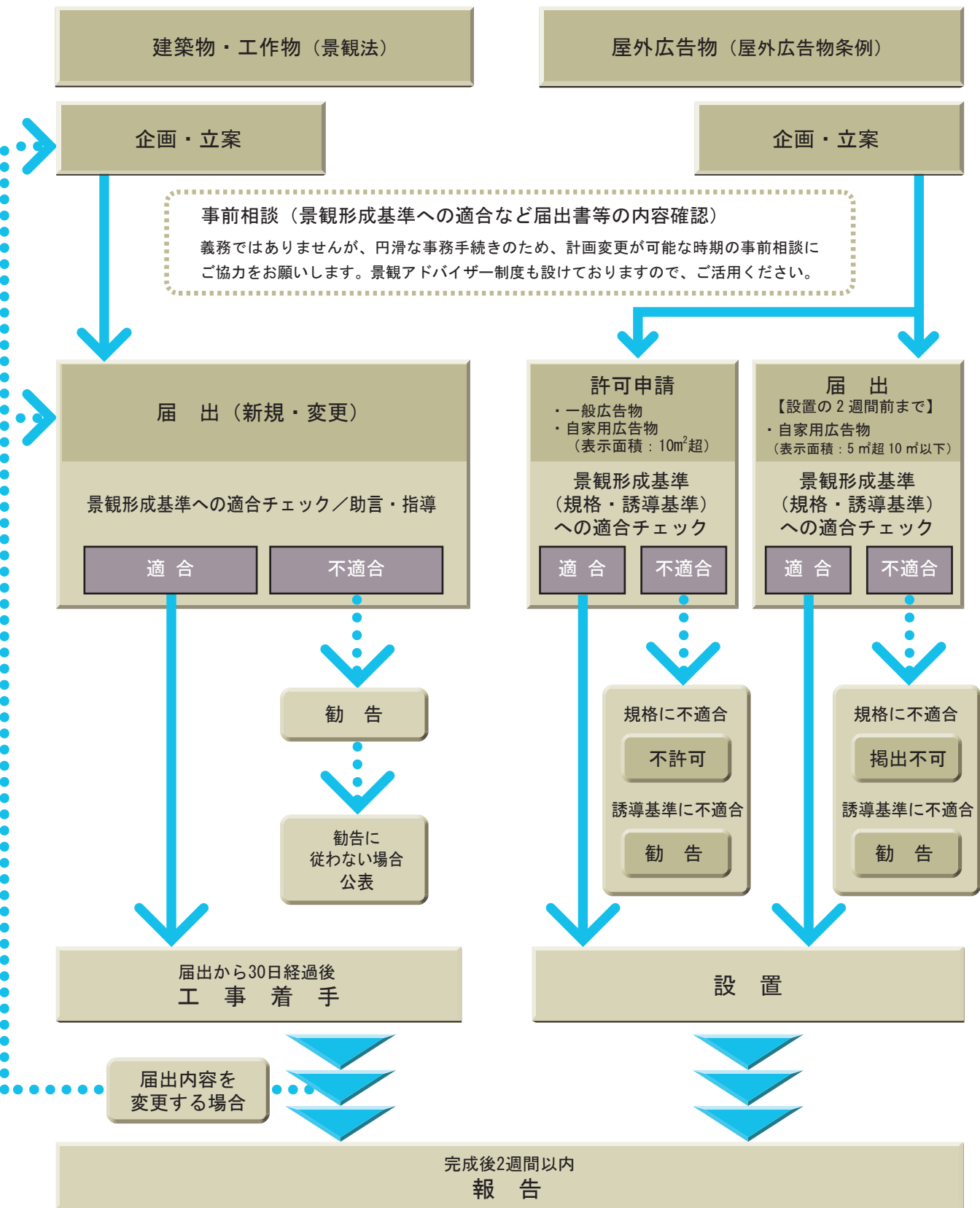
広告物

- ・地区外に設置するものは基準を適用しません
（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。



景観計画で対象とする建築物・工作物・屋外広告物の手続きの流れ



※変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。
※建築物・工作物の未届出や虚偽の届出などに対しては、罰則が設けられています。
※都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6ヶ月ごとの報告をお願いします。

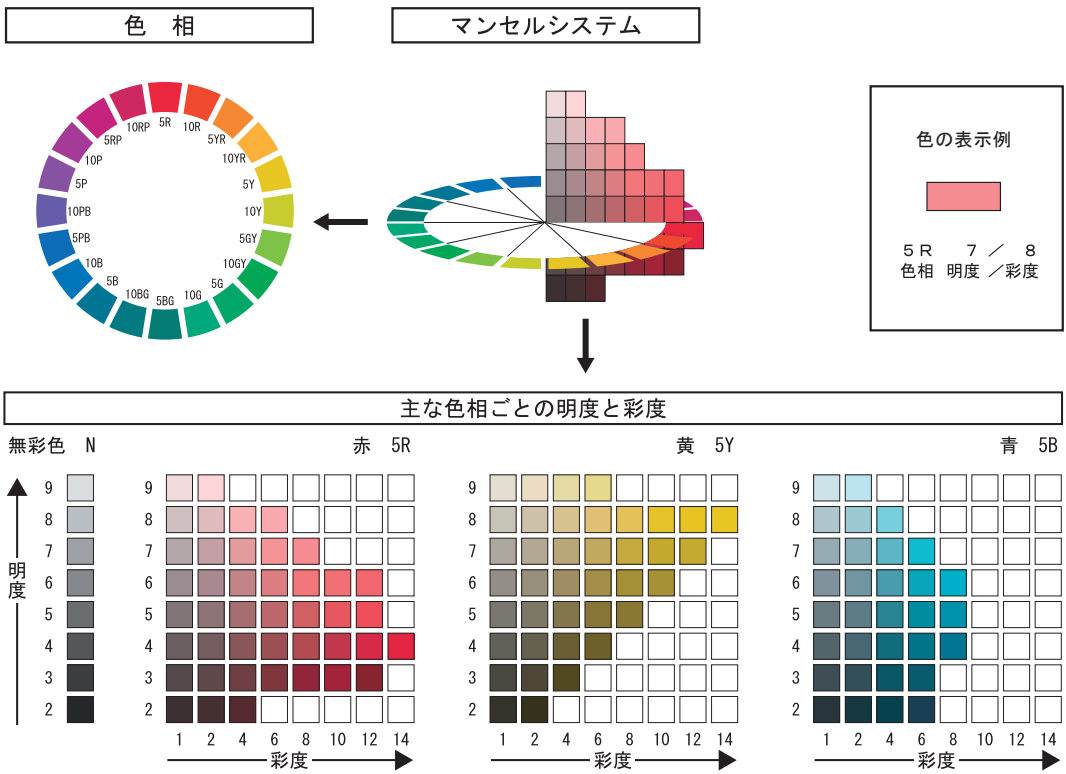
維持管理について



- ・管理の良否は、デザインの良否以上に都市の美観を左右します。建築物、工作物、広告物、植栽等は築地地区の景観を損なうことのないよう、管理者は、互いに周辺を含め、行き届いた管理を行うよう努めてください。

用語の解説

- ・景観法とは
美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。
主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
- ・景観計画とは
景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。
なお、景観計画は、都市景観条例と一体となって運用されるような制度となっています。
- ・明度・彩度
色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。
マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色彩を指定することができます。
明度が高いと白に近づきます。また一般的に彩度が高いものは派手で目立つものとされています。



※印刷のため、実際の色彩とは異なります。